告示

埼玉県告示第三百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

太陽毛絲紡績ビル

埼玉県川口市上青木五丁目五番十六号

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニリビング　代表取締役　野城慎二

千葉県松戸市牧の原二番地―三十八

（変更後）株式会社アイリスプラザ　代表取締役　大山健太郎

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一番七号

ハ　変更年月日

令和元年七月一日

ニ　届出年月日

令和元年八月九日

二　縦覧期間

令和元年八月二十三日から令和元年十二月二十三日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

令和元年八月二十三日から令和元年十二月二十三日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課